

第21回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月25日（火曜日） 午前10時
(受付開始時間：午前9:30)

開催場所

東京都港区白金台一丁目1番1号
八芳園 本館3階 グレース

議 案

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |
| 第3号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

株式会社リボミック

証券コード：4591

ごあいさつ



代表取締役社長

中村 義一

滲出型加齢黄斑変性は世界で1億人をこえる患者さんがおり、社会の高齢化と共に患者さんの増加が予測されております。現在、既存薬はありますが、効果が不十分で、失明のリスクを払拭できないUnmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）の病気です。当社のumedaptanib pegolは既存薬にはない「新しい薬理作用」によって、滲出型加齢黄斑変性の治療に貢献するものと期待しております。

さらに、当社の2つ目の臨床開発プロジェクトである、軟骨無形成症の小児患者を対象とする、umedaptanib pegolの第2相試験も順調に進行しております。当社は、さらにUnmetな網膜疾患に対するアプタマー医薬の開発を精力的に推進していく予定です。

これまで多くの方にご支援を賜り、深くお礼を申し上げます。私どもは株主の皆様のご期待に応えるべく、なお一層努力してまいります。

2024年6月

企業理念

Unmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）に応える。科学や技術が進歩しても、癌や難病、免疫疾患などのUnmet Medical Needsの病気があります。リボミックは、そのような病気に有効な新薬を「アプタマー創薬」により開発し、他の製薬会社とのコラボレーションを通じてその早期の市販化を実現し、人々の健康の増進に貢献します。

株 主 各 位

証券コード 4591
2024年6月4日
電子提供措置の開始日 2024年6月3日
東京都港区白金台三丁目16番13号

株式会社リボミック
代表取締役社長 中村 義一

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ribomic.com/ir/library.php>

（上記のページを表示する際は、当社のウェブサイトのトップページにアクセスし、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会関連資料」を順に選択ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト、及び株主総会ポータル®にも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスし、「銘柄名（会社名）」に「リボミック」又は「コード」に当社証券コード「4591」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

（本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLにアクセスしID・パスワードを入力ください。）

QRコードは
議決権行使書用紙に
ございます

各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態になる場合がございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の日時までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月25日（火曜日） 午前10時（受付開始時間：午前9:30）
2 場 所	東京都港区白金台一丁目1番1号 八芳園 本館3階 グレース 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。 なお、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんのでご了承ください。
3 目的事項	報告事項 第21期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 取締役の報酬額改定の件 第3号議案 監査役の報酬額改定の件
4 議決権行使についてのご案内	次ページ記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会ポータル®において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告「主要な事業所」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

資源使用量節減のため、本定時株主総会終了後の決議通知の発送を行わず、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定ですので、ご理解のほどお願い申し上げます。また、当社とステークホルダーの皆様とをつなぐIRメール配信サービスを実施しており、メールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料でご登録いただけますので、本サービスをご希望の方は当社ウェブサイトよりご登録いただけましたら幸いです。

当社ウェブサイト (<https://www.ribomic.com/>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始時間：午前9:30）



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後6時まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

[illegible]

▶こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 賛 に○印
- 全員反対する場合 >> 否 に○印

替に〇印

香に〇印

- 一部の候補者を
反対する場合
- ≫ 賛に○印をし、反対する
候補者の番号をご記入くだ
さい。

賛に〇印

候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 賛 に○印
- 反対の場合 >> 否 に○印

替に〇印

香に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年6月24日(月) 午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載の
QRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブ
の登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面
から「議決権行使へ」ボタン
をタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表
示されます。以降は画面の案内
に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2024年6月20日(木) 午後6時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただく予定です。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者
番 号

1

なか むら よし かず
中 村 義 一

（1947年11月25日生）

所有する当社の株式数 568,000株



重 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	東京大学医科学研究所助手	2005年10月	当社取締役最高技術責任者
1986年6月	東京大学医科学研究所助教授	2012年4月	当社代表取締役社長
2000年10月	東京大学医科学研究所教授	2012年6月	東京大学名誉教授（現任）
		2022年10月	RIBOMIC USA Inc. President, CEO（現任）
		2024年4月	当社代表取締役社長兼事業推進本部長（現任）

取締役候補者とした理由

中村義一氏は、代表取締役社長として、経営における豊富な経験と実績を有するとともに、過去に日本RNA学会会長を務めるなど、RNA研究の第一線で活躍し、RNA科学及び創薬における深い見識を有しています。当社は、同氏が当社のアプタマー創薬事業をけん引する上で適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2



重 任

おお いわ ひさ と
大 岩 久 人 (1958年6月15日生)

所有する当社の株式数 0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行	2014年10月	英国SMBC日興キャピタル・マーケット取締役会長
1999年4月	大和証券SBキャピタルマーケット株式会社（現 大和証券株式会社） 出向	2017年6月	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 常勤監査役
2008年4月	大和証券SMBC株式会社 執行役員キャピタルマーケット担当	2019年11月	株式会社デジタルアセットマーケット デジタル資産事業準備室長
2010年4月	日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社） 常務執行役員 資本市場共同本部長	2020年10月	株式会社リアライズコーポレーション 取締役証券準備室長
		2021年5月	当社入社 執行役員管理本部長
		2021年6月	当社取締役執行役員管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

大岩久人氏は、国内外における商業銀行並びに証券会社の業務を通じた広範な金融・経済関連の知識と経験を有する他、大手企業の常務執行役員として企業経営にも携わり、当社の経営組織基盤・体制の更なる整備・拡充に資する豊富な経験と実績を有しています。当社は、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化も期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

3



新 任

あ だち たつ お
安 達 健 朗 (1987年8月4日生)

所有する当社の株式数 3,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年4月	日本学術振興会特別研究員DC1	2021年5月	同 執行役員探索研究部長
2016年12月	当社入社	2023年10月	同 執行役員研究開発本部長
	探索研究部 研究員		兼 探索研究部長（現任）
2018年12月	同 主任研究員		

取締役候補者とした理由

入社以来、当社の独自技術に基づき有望なアダマーを創出すると共に、アダマーのドラッグデリバリーシステム（DDS）としての研究を主導して参りました。当該分野における幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社の今後の研究開発を経営の立場から牽引していける人物であると判断し、新任の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

4



重 任

社 外

独 立

にし はた とし あき
西 畑 利 明 (1948年11月4日生)

所有する当社の株式数

0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年3月	大阪大学薬学部助手	2009年6月	同社取締役常務執行役員研究開発本部長
1981年4月	Kansas大学 Associate Professor	2010年4月	Santen Inc.取締役社長兼CEO兼務
1988年6月	Upjohn Pharmaceuticals Ltd. (現Pfizer Inc.) 入社	2011年4月	参天製薬(株)取締役専務執行役員米国・欧州事業管掌兼研究開発本部長
1996年3月	参天製薬(株)入社	2015年7月	当社顧問
1999年7月	同社執行役員	2016年6月	当社取締役 (現任)
2002年12月	同社執行役員研究開発本部長		
2004年7月	同社常務執行役員研究開発本部長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社は、西畑利明氏が、製薬企業の取締役としての実績から、医薬品業界における経営全般及び臨床開発について豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、また、他の医薬品製造会社の経営陣として培われた視点を社外の立場から当社経営の監督に生かしていただくことを期待し、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般に大きな寄与をいただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5



重 任

社 外

独 立

まつ ふじ せん や
松 藤 千 弥 (1958年7月4日生)

所有する当社の株式数 40,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	東京慈恵会医科大学 栄養学 教室・助手	2001年3月	同・教授
1992年10月	米国ユタ大学人類遺伝学研究 所・ハワードヒューズ医学研 究所留学	2007年5月	東京慈恵会医科大学 分子生物 学講座・講座担当教授
1996年11月	東京慈恵会医科大学 生化学 講座第2・助教授	2013年4月	東京慈恵会医科大学学長・学校 法人慈恵大学理事（現任）
		2021年6月	当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松藤千弥氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏は、医師、大学教授・学長としての豊富な経験・知識等を有し、大学・病院等の組織マネジメント分野に携わってこられた経験をお持ちであることから、そのような専門的な知見に基づき、社外の立場から、当社グループの経営全般並びに医薬品開発について助言いただくとともに、経営を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

6

ふじ わら とし のぶ
藤 原 俊 伸 (1972年10月4日生)

所有する当社の株式数

0 株



重 任

社 外

独 立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年2月	神戸大学大学院 自然科学研究科 助教	2013年4月	名古屋市立大学大学院 薬学研究科 衛生化学分野 教授
2006年4月	(独) 科学技術振興機構 さがけ研究員 (兼務)	2013年4月	大阪大学免疫学フロンティア 研究センター 招聘教授 (兼任)
2007年4月	神戸大学大学院 工学研究科 応用化学専攻 准教授	2015年4月	近畿大学薬学部医療薬学科 生化学研究室 教授 (現任)
2011年4月	(公財) 微生物化学研究会 微生物化学研究所 主席研究員	2022年10月	近畿大学大学院 薬学研究科長 (現任)
2011年4月	大阪大学免疫学フロンティア 研究センター 招聘准教授 (兼任)	2023年6月	当社取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤原俊伸氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、RNA科学に深い見識を有すると共に、大学における専門領域の指導者として豊富な経験を有しております。このような専門的知見に基づき、社外の立場から、当社の創薬研究基盤と研究の充実について助言いただき、当社のアプタマー医薬の進展に寄与していただくとともに、経営を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注)

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者西畑利明氏、松藤千弥氏並びに藤原俊伸氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって西畑利明氏は8年、松藤千弥氏は3年、藤原俊伸氏は1年となります。
3. 西畑利明氏、松藤千弥氏並びに藤原俊伸氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。各氏の重任が承認された場合、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額といたします。
4. 西畑利明氏、松藤千弥氏並びに藤原俊伸氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しておりますので、各氏の選任が承認された場合には、当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、会社が全額負担しております。

＜ご参考＞取締役及び監査役のスキルマトリックス

第1号議案が原案どおり可決されますと、当社役員の構成、主な経験・専門性及び期待される役割は次のとおりとなります。

	氏名	社外	企業経営	サイエンス／ 医学／薬学	研究開発	財務／会計	法務／コンプ ライアンス	グローバル ／国際経験
取締役	中村 義一		○	○	○			○
	大岩 久人		○			○	○	○
	安達 健朗			○	○			
	西畑 利明	○	○	○	○			○
	松藤 千弥	○		○				○
	藤原 俊伸	○		○				○
監査役	五十嵐 章之	○	○			○	○	○
	矢部 豊	○				○		
	藤井 康弘	○					○	

第2号議案**取締役の報酬額改定の件**

当社の取締役の報酬額は、2014年6月26日開催の第11回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、取締役員数の増加及びその後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額150百万円以内（うち社外取締役40百万円）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、本議案の内容は、事業報告「3.会社役員の状況」の「(4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にも沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

第3号議案**監査役の報酬額改定の件**

当社の監査役の報酬額は、2014年6月26日開催の第11回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、コーポレート・ガバナンス体制の強化に向けた高い見識を備えた人材の確保の必要性及びその後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額30百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は3名であります。

以上

事業報告（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、抗体に継ぐ次世代新薬として期待されているアプタマー（核酸医薬の一種）に特化して医薬品の研究開発を行うバイオベンチャーです。当社は、アプタマー創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる創薬プラットフォームである当社独自の「RiboARTシステム」を活用して、革新的なアプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）を行っております。

当社の企業理念は「Unmet Medical Needs(未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ)に応えること」であり、その実現のための最重点経営目標を、「自社での臨床Proof of Concept^{*1}の獲得に向けた開発」として、当事業年度においても様々な取り組みを進めてまいりました。

※1：臨床Proof of Concept（臨床POC）：新薬の開発段階において、投与薬剤がヒトでの臨床試験において意図した薬効を有することが示されること。

その具体的な進捗を以下に要約いたします。

「umedaptanib pegol」の開発について

1. 「umedaptanib pegol」（抗FGF2アプタマー、RBM-007の国際一般名）による臨床開発の狙い

当社では、自社で創製したumedaptanib pegol（FGF2に結合し、その作用を阻害するアプタマー）を、自社での臨床開発のテーマに選び、「滲出型加齢黄斑変性（Wet Age-Related Macular Degeneration、wet AMD）」と「軟骨無形成症（Achondroplasia、ACH）の治療薬としての開発を進めております。

2. 開発状況、及び既存治療法との比較

(i) 滲出型加齢黄斑変性（wet AMD）

umedaptanib pegolの複数投与による臨床POC獲得を目的とした第2相臨床試験（試験略称名：TOFU試験）を米国で実施いたしました。（被験者86名）。TOFU試験は、標準治療の抗VEGF治療歴のあるwet AMD患者を対象に、①umedaptanib pegol硝子体内注射の単剤投与群、②既存の抗VEGF薬であるaflibercept（商品名アイリーア[®]）とumedaptanib pegolの硝子体内注射による併用投与群、及び③aflibercept硝子体内注射の単剤投与群の3群間で、umedaptanib pegolの有効性及び安全性をafliberceptと比較評価する、無作為化二重盲検試験でした。

また、TOFU試験の進捗に基づき、長期投与に伴う本薬剤の有効性と安全性、及び瘢痕形成を含む網膜の構造異常に対する効果を評価する目的で、umedaptanib pegolを単剤で投与するオープン試験としてのTOFU試験の延長試験（試験略称名：RAMEN試験）を行いました。RAMEN試験では、TOFU試験を完了した22名の被験者に対して、追加のumedaptanib pegolの硝子体内投与を1ヶ月間隔で計4回行いました。

さらに、治療歴のないwet AMD患者でのumedaptanib pegol単独治療の有効性及び安全性を評価することを目的に、米国で医師主導治験（試験略称名：TEMPURA試験）を実施いたしました（被験者5名）。これらの結果は、英国王立眼科学会誌Eyeに2報の論文として掲載されました^{*2,3}。その要約は以下のとおりです。

[論文要点]

- ・いずれの試験においても、umedaptanib pegolによる安全性に関する問題は発生しなかった。
- ・治療歴のないwet AMD患者においては、umedaptanib pegolの投与により、劇的な治癒例を含め、視力や網膜厚の改善が確認された（TEMPURA試験）。
- ・抗VEGF治療歴が長いwet AMD患者に対しては、umedaptanib pegol単剤投与、及びumedaptanib pegolとafliberceptの併用投与において、aflibercept単剤投与を上回る臨床有効性は観察されなかったものの、病気の進行抑制が確認された（TOFU試験）。
- ・抗VEGF治療歴が短いwet AMD患者に対しては、umedaptanib pegolの効果はafliberceptに対して非劣勢であった（TOFU試験）。
- ・抗VEGF薬による標準治療を受けた患者を作用機序の異なるumedaptanib pegol治療に切り替えると、若干の視力低下が確認された（RAMEN試験）。
- ・すべての試験を通じ、umedaptanib pegolはすでに形成された瘢痕（線維化）を除去する作用はなかったものの、瘢痕形成を抑制する効果が確認された。

[今後の開発方針]

今般、umedaptanib pegolの臨床POC獲得が確認されたと同時に、umedaptanib pegolは抗VEGF薬に先立つ処方が推奨される“first-line”の治療薬となる可能性が示唆されました。現在標準治療となっている抗VEGF薬には、瘢痕化抑制作用がないため、既存療法の大きな Unmet ニーズになっています。そのため、今後、umedaptanib pegolを用いた未治療のwet AMD患者に対する臨床試験において瘢痕化抑制効果を証明することができれば、既存療法との重要な差別化ポイントとなり、“first-line”の新薬の実現に近づくものと考えます。そのため、他企業との提携等を含めて検討してまいります。

※2：Pereira, D.S., Akita, K., Bhisitkul, R.B., Nishihata, T., Ali, Y., Nakamura, E., Nakamura, Y.: Safety and tolerability of intravitreal umedaptanib pegol (anti-FGF2) for neovascular age-related macular degeneration (nAMD): a phase 1, open label study. Eye, 2024 Apr;38(6):1149-1154. DOI: 10.1038/s41433-023-02849-6. Epub 2023 Dec 1.

※3：Pereira, D.S., Maturi, R.K., Akita, K., Bhisitkul, R.B., Nishihata, T., Sakota, E., Ali, Y., Nakamura, E., Bezwada, P., Nakamura, Y.: Clinical proof of concept for anti-FGF2 therapy in exudative age-related macular degeneration (nAMD): phase 2 trials in treatment-naïve and anti-VEGF pretreated patients. Eye, 2024 Apr;38(6):1140-1148. doi: 10.1038/s41433-023-02848-7. Epub 2023 Nov 30.

(ii)軟骨無形成症（ACH）

・臨床試験

ACHに関するプロジェクトは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の助成（2015年度から合計6年間）を受け、2020年7月～2021年5月にかけて、国内の1治験施設において第1相臨床試験を実施いたしました。この結果を受け、2021年度から3年間は、AMEDの希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業として、ACHの小児患者における、身長伸びを含む臨床的基礎データの取得と前期第2相臨床試験の被験者選定を目的とした前期第2相観察試験、及びACHの小児患者でのumedaptanib pegolの有効性と安全性を調べる前期第2相臨床試験と、これに引き続き実施する前期第2相長期投与試験の3つの治験計画を進めております。現在、東京、岡山及び関西地区の8施設において前期第2相観察試験が開始され、さらにそれに続く前期第2相臨床試験、前期第2相長期投与試験に順次移行しております。

・ACHの既存治療法と課題

ACHは四肢短縮による低身長を主な症状とする希少疾患で、厚生労働省から難病指定を受けております。umedaptanib pegolは疾患モデルマウスを利用した実験で、体長の短縮を約50%回復する効果を示しました。さらに、軟骨細胞への分化誘導が欠損していることが知られているACH患者由来のiPS細胞（人工多能性幹細胞）について、umedaptanib pegol存在下で、その分化誘導が回復することも確認しました（非臨床POC獲得）。本邦ではこれまで治療薬として成長ホルモンが使用されてきましたが、その効果は十分とは言えず、骨延長術（足の骨を切断して引き離した状態で固定し、骨の形成を促す）といった非常に厳しい治療が幼い子供に施されることもあり、効果の高い新薬が待ち望まれていました。また、2022年6月に本邦でもACH治療薬としてBIOMARIN社のボックスゾゴ®製造販売が承認されましたが、ボックスゾゴ®は毎日の投与が必要となっております。そのため、患者への投与間隔を1,2週間と長くとれる、当社のumedaptanib pegolへの期待は引き続き高いものと考えております。

なお、umedaptanib pegolを用いた上記モデル動物実験や、iPS細胞を用いた試験の結果については、2021年5月に、米国科学誌Science Translational Medicineに論文として掲載されました^{※4}。

※4：Kimura T, Bosakova M, Nonaka Y, Hrubá E, Yasuda K, Futakawa S, Kubota T, Fafílek B, Gregor T, Abraham SP, Gomoklova R, Belaskova S, Pěsl M, Csukasi F, Duran I, Fujiwara M, Kavkova M, Zikmund T, Kaiser J, Buchtová M, Krakow D, Nakamura Y, Ozono K, Krejci P. RNA aptamer restores defective bone growth in FGFR3-related skeletal dysplasia. Sci. Transl. Med., 13, eaba4226 (2021).

自社での前期第2相臨床試験の実施により臨床POCが獲得されれば、ACHに対する新規治療剤の提供に至る第一歩になるとともに、新薬候補品としてのumedaptanib pegolの価値が高まり、ライセンス収益の拡大及び将来に向けた発展に寄与するものと考えております。同時に、wet AMDのような硝子体という局所投与のみならず、アプタマー医薬品として、全身投与による疾患治療の世界初の事例となることで、今後のアプタマー医薬品の開発に大きく弾みがつくことが期待されます。なお、これまでACHの小児患者へのumedaptanib pegolの投与において安全性等の問題は発生しておりません。

(iii)増殖性硝子体網膜症

PVRの疾患内容や当社の取り組みについては、後述「umedaptanib pegol以外の臨床開発優先度の高いパイプライン」 2. RBM-006（抗Autotaxin（オートタキシン）アプタマー、増殖性硝子体網膜症（PVR）等の網膜疾患）にて記載の通りですが、umedaptanib pegolの適応疾患拡大を目指して、日本大学とPVRの薬物療法の開発に関する共同研究も実施しております。

umedaptanib pegol以外の臨床開発優先度の高い自社パイプライン

当社は、既存パイプラインを継続的、重層的に拡大し、中長期的に成長するために、特に優れた薬効が確認されているRBM-011及びRBM-006を、umedaptanib pegolに次ぐ臨床開発優先度の高いパイプラインと位置づけております。また、アプタマーに適した疾患領域である網膜疾患に注力するため、RBM-003、RBM-010及びRBM-009に関しては優先順位を変更し、以下にパイプラインの優先順位順の概要をまとめております。

1. RBM-011（抗IL-21（インターロイキン21）アプタマー、肺動脈性肺高血圧症）

RBM-011が対象とする肺動脈性肺高血圧症は、難病に指定されている病気であり、肺動脈壁が肥厚して血管の狭窄が進行した結果、高血圧をきたして全身への血液や酸素の供給に障害が生じ、最終的には心不全から死に至ることのある重篤な疾患です。プロスタグランジンI2誘導体製剤などの既存治療薬が十分な効果を発揮しない患者の予後は依然として極めて悪い状態です。これらの既存治療薬は、いずれも血管を拡張させる作用を持つものであり、血管壁の肥厚を改善する作用を持つ薬はなく、その開発が強く望まれております。

2017年度から3年間は、AMEDの難治性疾患実用化研究事業の一環として、また2020年度から3年間はAMEDの治験準備（ステップ1）研究として助成を受け、肺動脈性肺高血圧症の国内での専門医療機関である国立研究開発法人国立循環器病研究センター（国循）との共同研究を進めてまいりました。当該共同研究において、抗IL-21アプタマーが肺動脈性肺高血圧症モデル動物において、肺動脈壁の肥厚を顕著に抑制することが明らかにされました。

また、国循との共同研究と並行して、原薬合成を完了し、PMDAと協議の上、第1相試験のための毒性試験を完了しております。

2. RBM-006（抗Autotaxin（オートタキシン）アプタマー、増殖性硝子体網膜症（PVR）等の網膜疾患）

RBM-006が対象とする増殖性硝子体網膜症は、網膜剥離や糖尿病網膜症の放置、網膜剥離の手術によって併発する網膜疾患です。多種の細胞が網膜表面や網膜内、硝子体腔内で増殖膜を形成し、当該増殖膜が収縮することによって網膜に皺壁（しゅうへき）形成や牽引性網膜剥離が生じ、重篤な視力障害や失明に至ります。硝子体手術などの治療によっても重篤な視力障害や失明に至る事が多く、また現在のところ有効な医薬品は存在しません。

当社は、日本大学医学部視覚科学分野・長岡泰司教授（現 旭川医科大学教授）との共同研究において、ブタPVRモデルにおけるRBM-006の効果を検討した結果、当該アプタマーが網膜細胞の増殖を抑制すること、及び当該モデルにおける増殖膜の形成を抑制し網膜剥離を抑制する効果があることが明らかになり、その成果が学術誌 International Journal of Molecular SciencesにONLINE掲載されました^{※5}。

Autotaxinは脂質メディエーターであるLPA（リゾホスファチジン酸）の合成酵素であり、緑内障等の網膜疾患や特発性肺線維症を始めとする線維化や炎症に由来する複数の疾患においてLPAやAutotaxinの亢進が見られ、新規治療薬の標的として注目されております。

本研究成果が網膜疾患に対して新たな薬物治療の道を切り開くことを期待しております。

※ 5 : Hanazaki, H., Yokota, H., Yamagami, S., Nakamura, Y., Nagaoka, T.: Effect of Anti-Autotaxin Aptamer on the Development of Proliferative Vitreoretinopathy. Int. J. Mol. Sci. 24, 15926 (2023).

その他のプロジェクト

1. RBM-003（抗キマーゼアプタマー、心不全等）

心筋梗塞直後に、Chymase（キマーゼ）は肥満細胞と心筋細胞等の組織損傷部位から分泌され、アンジオテンシンⅡ等の活性化をとおして、心筋に悪影響を及ぼすことが知られております。ハムスターを用いた冠動脈結紮による心筋梗塞急性期モデルにおいて、抗キマーゼアプタマーであるRBM-003の投与は、梗塞後のキマーゼ陽性肥満細胞の集積及びキマーゼ活性を抑制し、顕著な心機能改善効果を示しました^{*6}。さらに、RBM-003は、冠動脈結紮の前投与のみならず、後投与においても顕著な心機能改善効果を示し、冠動脈結紮を行った実験動物（ハムスター）の生存率を著しく改善いたしました。RBM-003は他のキマーゼ阻害剤と比べて非常に強い酵素阻害活性を持つことが確認されており、急性心不全に対する注射薬の開発を目指しております。

※ 6 : Jin D, Takai S, Nonaka Y, Yamazaki S, Fujiwara M, Nakamura Y. A chymase inhibitory RNA aptamer improves cardiac function and survival after myocardial infarction. Mol. Ther. Nucl. Acids, 14, 41-51 (2019).

2. RBM-010（抗ADAMTS5アプタマー、変形性関節症等）

RBM-010は、当社と大正製薬株式会社との共同研究で創製されたアプタマー製品で、変形性関節症の増悪因子の一つであるADAMTS5（a disintegrin and metalloproteinase with thrombospondin motifs 5）の働きを抑制する作用があります。変形性関節症は、種々の原因により、膝や足の付け根、肘、肩等の関節に痛みや腫れ等の症状が生じ、その後関節の変形をきたす病気です。現在、治療法としては痛みや腫れを和らげる薬の服用や関節置換術などの手術しがなく、寛解させる薬はありません。本邦には、変形性関節症を有している人が、2,500万人以上、また、世界では、変形性関節症の患者が約2億4,000万人以上と推定されており、今後高齢化に伴いさらに増加が予測されております。

RBM-010は、関節での軟骨成分の分解を促進しているADAMTS5を抑制することにより、変形性関節症の症状進行を遅らせることが期待でき、現在、局所投与による徐放性製剤の開発を目指しております。

3. RBM-009（抗ST2（IL-33 receptor）アプタマー、重症喘息）

RBM-009が対象とする重症喘息は、頻繁な息切れや呼吸困難によって日常生活や睡眠が妨害され、生活の質の

低下を余儀なくされる疾患です。喘息の治療には、吸入ステロイドや気管支拡張薬に加え、抗体医薬品（抗IgE抗体、抗IL-5/5R抗体、抗IL-4/13R抗体）や経口ステロイド薬が使用されますが、重症喘息患者の中にはこれらの薬剤でもコントロールできない患者が一定数存在しております。

ST2の刺激分子であるIL-33は炎症カスケードの上流因子であり、様々な免疫細胞に発現するST2を刺激して炎症を惹起します。最近では免疫細胞の一つであるILC2が、コントロール不良の一つの要因であるステロイド抵抗性に寄与しており、その抵抗性メカニズムにST2が関与することが示唆されております。当社ではST2をブロックすることにより複数の機序により惹起される炎症を抑え、既存薬が良好な反応を示さない喘息も治療できる可能性があると考えております。

4. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）治療薬アプタマーの開発

COVID-19の克服のためには、既に使用されているワクチンに加えて、治療薬の開発が不可欠であると考え、当社はCOVID-19に対するアプタマー創薬研究を継続してきましたが、ワクチンや治療薬を用いた対処法が充足しつつある状況に鑑み、現時点で治療薬開発のためにさらなるリソースを投入することはリスクを伴うと判断し、開発の優先度を変更いたしました。

当社では、AI（人工知能）を用いたアプタマー探索ツールRaptGenを活用することにより、新規の抗 SARS-CoV-2 アプタマーの創出に成功いたしました。生化学的な結合解析により、野生型ウイルスのスパイクタンパク質のみではなく、Omicron 株を始めとする様々なバリエーションや、SARS-CoV やMERS-CoV 等のコロナウイルスに対しても結合活性を有することが明らかとなりました。

その結果をとりまとめた論文が専門学術誌 Biochemistryの電子版に掲載されました。^{※7}

また、現在当社で進めておりますドラッグデリバリーシステム（DDS）の一環として、当アプタマーに殺傷性薬剤を結合し、スパイクタンパク質を標的とした直接あるいは間接的に無力化する技術開発が可能ではないかと考えており、今後、新たなコロナウイルス感染症によるパンデミックが生じた際には、本研究成果を生かしてより迅速な医薬品開発につなげることができると考えております。

※ 7 : Adachi T, Nakamura S, Michishita A, Kawahara D, Yamamoto M, Hamada M, Nakamura Y: RaptGen-Assisted Generation of an RNA/DNA Hybrid Aptamer against SARS-Cov-2 Spike Protein. Biochemistry 63:906-912 (2024).

5. 共同研究

三菱商事ライフサイエンス株式会社（旧：ビタミンC60バイオリサーチ株式会社）との共同研究開発契約に基づき、化粧品原料候補の創製・開発に関する共同研究を実施し、有望なアプタマーの創製に成功しており、先方にてアプタマー評価を継続して行っております。

6. 継続中の自社創薬プロジェクト

(i) AIアプタマープロジェクト

アプタマー医薬品の汎用性をさらに活かすため、国立研究開発法人科学技術振興機構から委託されているコンピューター科学を応用した技術開発（以下「JST委託事業」といいます。）等を継続して進めております。2018年

度から開始されたJST委託事業において、当社は早稲田大学と共同し、バイオインフォマティクスを駆使したアプタマー探索技術（RaptRanker）を開発いたしました^{*8}。さらに、2021年4月から3年間の事業として、「AIアプタマー創薬プロジェクト」がJST委託事業に採択され、当社は早稲田大学と共同で、RNAアプタマーの創薬のプロセスを、深層学習などの人工知能技術を活用することで、創薬期間の短縮及び創薬成功確率の向上を実現させることを目指し、研究を進めております。この研究におきまして、変分オートエンコーダを応用した革新的な配列生成技術であるRaptGenを新たに開発いたしました。SELEXで得られた特定の標的に対する多数の標的結合アプタマーの配列を、RaptGenを用いて解析することにより、もともとのSELEXデータに含まれていない、前記標的に強く結合する新規のアプタマー配列の生成も可能となりました。RaptGenについては、2022年6月3日にNature Computational Scienceに掲載されております^{*9}。また、JST委託事業では課題事後評価結果に基づき、研究期間延長及び研究費の追加によって戦略目標達成に大きく貢献する研究成果が期待できる課題に対し1年間の追加支援を実施しており、「AIアプタマー創薬プロジェクト」は、これまでAI（人工知能）を用いたアプタマー探索ツールRaptGenの開発等、革新的な成果を挙げていることから、他領域も含む課題の中から追加支援に採択されました。

さらに、2023年度から2025年度の予定で、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する「量子・AIハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業」において、当社と産業技術総合研究所及び早稲田大学を実施予定先とする研究課題「量子・AI次世代創薬」が採択されました。本研究課題では、RNAアプタマーの最適化を題材として、量子計算技術と人工知能を組み合わせた“量子・AIハイブリッド技術”の活用により、従来技術では達成困難な医薬品創生プラットフォームの確立を目指します。

※8：Ishida R, Adachi T, Yokota A, Yoshihara H, Aoki K, Nakamura Y, Hamada M. RaptRanker: in silico RNA aptamer selection from HT-SELEX experiment based on local sequence and structure information. Nucl. Acids. Res., 48, e82 (2020).

※9：Iwano N, Adachi T, Aoki K, Nakamura Y, Hamada M. : Generative aptamer discovery using RaptGen. Nat. Comput. Sci., 2, 378-386 (2022).

(ii) DDSアプタマープロジェクト

当社では、RaptRanker及びRaptGenを含むRiboARTシステムをさらに発展させると共に、今後は、RiboARTシステムを用いて、ドラッグデリバリーシステム（DDS）用のアプタマー開発に取り組んでおります。DDSとは、体内における薬剤の分布を制御することで、薬剤の効果を最大に高める一方で、薬剤の投与回数及び副作用を軽減するための、薬剤の体内動態を制御する技術です。近年の医薬品開発を取り巻く環境は著しい変化を遂げており、ブロックバスター創出のための疾患発症の標的分子の枯渇や、Unmet Medical Needsの高まりなどを理由に、多数のモダリティ（治療手段）が生まれてきております。特に核酸医薬を中心として、さまざまな生体内バリアを突破させ、標的部位（臓器、組織、細胞等）へと効率的に送り込むにはDDSが必要不可欠となります。

アプタマーは化学合成品であり、抗体、低分子化合物、及びASO、siRNA、mRNAなどの核酸医薬等に化学的に結合させることが可能です。DDSとして利用可能なアプタマーを取得するための期間は1年から2年単位と短

いため、アプタマー取得後は、迅速に特許出願を行うと共に、大手製薬企業を含む様々な企業に提供することで、基礎段階より早期に収益をあげていきたいと考えております。

DDSアプタマープロジェクトの一環として、当社の所有するアプタマーの光免疫療法への応用可能性を検討するために学校法人慈恵大学との共同研究契約を2023年9月に締結いたしました。光免疫療法は、標的特異的な薬剤送達と腫瘍に局限した光照射を組み合わせることで、正常組織へのダメージを最小限に抑えた、患者負担の少ない治療法として、がん領域を中心に注目を集めております。共同研究先である学校法人慈恵大学 光永真人講師らのグループは光免疫療法に関する高い研究実績があり、細胞試験系、動物実験系のノウハウを保有しております。

当社では、膜タンパク質を認識する複数のアプタマーを開発しており、本共同研究においてこれらアプタマーの光免疫療法への応用可能性を検討しております。

(iii) 新規技術開発（製剤化技術開発）

次世代型アプタマー医薬品に関する技術開発を目的として、ポリエチレングリコール（以下「PEG」といいます。）の代替技術を研究開発しております。PEGは粘性が高く、過酸化物を生成する等、化学的性質に課題があることがわかっており、この課題を解決するため、味の素株式会社との共同研究契約を2023年10月に締結いたしました。

本共同研究では、当社独自の核酸アプタマー化合物作製及び測定技術と味の素株式会社が有する抗体-薬物複合体製造技術AJICAP[®]を組み合わせ、アプタマーの体内動態制御技術の確立を目指します。

さらに、当社は、アプタマーとポリエチルオキサゾリン（以下、「PEOZ」という）とのコンジュゲートが優れた体内動態を示し、PEGの代替化合物となることを見出しました。PEOZはPEGに比べて低粘性で、過酸化物等が生じず、化合物の品質管理が容易であることが知られております。またPEOZは、市販の材料から容易に合成可能であり、将来的に低コストで供給できることが期待されます。当社の検討において、アプタマーとPEOZとのコンジュゲートを作成することにより、現在汎用しているPEGを上回る血中半減期延長効果を示すことが明らかとなったため、特許出願するに至りました。

(iv) 自己免疫疾患に対する治療薬の創製

多くの自己免疫疾患において自己抗体の関与が示唆されており、当社は自己抗体の産生に重要な役割を果たす生体シグナル分子を阻害するアプタマーを非臨床開発ステージのパイプラインに所有しております。

これらを活用することにより自己抗体が原因となる自己免疫疾患に対する効果的な治療薬を創製することが出来ると考えており、国立大学法人北海道大学大学院保健科学研究院とANCA関連血管炎に対する薬理作用を検討するための共同研究契約を締結いたしました。

本共同研究において、自己抗体産生やそれに伴う炎症反応を抑制することを示すことができれば、ANCA関連血管炎のUnmet Medical Needsを満たす薬剤の開発につながるとともに、他の自己免疫疾患に対する適応拡大も期待されます。

事業収益については当事業年度において計上はありません。（前事業年度の事業収益は65百万円）。当事業年度において、事業費用として研究開発費764百万円、販売費及び一般管理費351百万円を計上し、営業損失は1,116百万円（前事業年度の営業損失は1,786百万円）となりました。

また、営業外収益として、AMEDの支援事業による助成金収入100百万円、JST委託事業による助成金収入23百万円、保有する外貨の評価替えによる為替差益10百万円等を計上した一方で、営業外費用として、第17回新株予約権の発行及び行使に伴う株式交付費3百万円を計上したことにより、経常損失は982百万円（前事業年度の経常損失は1,649百万円）となりました。

また、固定資産の減損損失40百万円を計上したことにより、税引前当期純損失は1,023百万円（前事業年度の税引前当期純損失は1,651百万円）となり、法人税、住民税及び事業税1百万円の計上により、当期純損失は1,024百万円（前事業年度の当期純損失は1,653百万円）となりました。

なお、当社は創業事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は50百万円であります。

その主なものは、研究用機器（液体クロマトグラフィー質量分析装置「LCMS」や 蛍光顕微鏡）の取得によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、当社は、第17回新株予約権の行使により27百万円の資金調達を実施しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第18期 (2021年3月期)	第19期 (2022年3月期)	第20期 (2023年3月期)	第21期 (当事業年度) (2024年3月期)
事業収益	(千円)	91,963	80,909	65,969	—
経常損失 (△)	(千円)	△1,184,998	△1,635,532	△1,649,305	△982,824
当期純損失 (△)	(千円)	△1,187,194	△1,684,754	△1,653,002	△1,024,237
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△46.17	△59.95	△53.14	△28.70
総資産	(千円)	6,119,660	4,954,476	4,583,655	3,547,257
純資産	(千円)	6,002,699	4,693,946	4,384,351	3,391,447
1株当たり純資産	(円)	215.04	164.33	122.85	94.09

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした際に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤリティ及び共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、Clinical（臨床）ステージ挑戦、次世代アプタマー・テクノロジーの開発、社会に対する企業価値の創出を掲げ、これにより「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を目標としております。この経営課題の実現に向けて、以下の項目について、特に重点的に取り組んでまいります。

(参考)

世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向

Macugen[®]は世界初のwet AMD治療薬として承認されましたが、その後VEGFを標的とする抗体や可溶性のデコイ（おとり）受容体を利用した、さらに有効な医薬（Lucentis[®]、Eylea[®]、Avastin[®]等）が開発されて、現在、Macugen[®]はほとんど使用されなくなりました。2004年のMacugen[®]の成功は、アプタマー医薬の開発を鼓舞する意味も大きく、その後、複数のアプタマー医薬候補品が臨床試験に進みました。その中でも注目された二つのアプタマー（REG1、Fovista[®]）の治験が最終の第3相試験で成功せず、アプタマー創薬に関してネガティブな印象を残し、その後、アプタマー医薬品の開発は世界的に停滞しているようにもみえました。しかし、ようやく最近、補体C5に対するアプタマー（ARC1905: Zimura[®]）が萎縮型加齢黄斑変性（dry AMD）に有効であることが、第3相試験で証明され、2023年8月米国FDAは製造を承認しました。IZERVAY[™]を開発したIVERIC Bio社は、アステラス製薬に総額約8,000億円で買収されております。

現在、当社のumedaptanib pegolを含めて9種類のアプタマーが臨床試験の過程にあり、アプタマー医薬品開発

の機運が再び盛り上がっております。これらの動向の中において、Macugen[®]やIZERVAY[™]、そして umedaptanib pegolがいずれも網膜疾患に対して奏功したことから、アプタマーは網膜疾患にフィットするモデル（治療手段）であることが示唆されました。眼は閉鎖系の小さな器官であるため硝子体内投与に必要な薬剤量が少なく、全身への薬剤の暴露が少なく安全性にも優れているため、網膜疾患に対する新薬の開発はアプタマーに最適な疾患だと考えております。

網膜疾患には様々な免疫系や炎症系サイトカインや増殖因子が複雑に絡みあい発症することがこれまでの薬理研究によって明らかになってきました。当社保有のアプタマーのパイプラインには、これらの炎症や免疫に関与する因子（FGF2、autotaxin、IL-21、ST2等）に対する阻害剤が多数含まれているため、今後アカデミアや企業との共同研究や自社開発によって、各種の網膜疾患モデル動物でこれらの薬理効果を調べていく予定です。同時に、世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向を注視してまいります*。

*：中村義一．アプタマー：加齢黄斑変性への適応．Clinical Neuroscience Vol. 41 (No.5) 630-634 (2023)

上記、世界におけるアプタマー医薬品の臨床開発動向を踏まえ、当社の経営課題の実現に向けて、以下の項目について、特に重点的に取り組んでまいります。

① 自社での治験の実施

当社は、今後当社が大きく飛躍するためにも、自社で臨床試験を実施することが必要であると考えております。具体的には、umedaptanib pegolによる滲出型加齢黄斑変性症を対象とした第2相臨床試験を米国で実施し、2021年12月までに試験を完了いたしました。また、軟骨無形成症（ACH）を対象とした第1相臨床試験を国内で実施いたしました（2020年7月～2021年5月）。さらに、ACHに関する、国内での前期第2相試験の被験者選定を目的とした観察試験、ACHの小児患者でのumedaptanib pegolの安全性と有効性を調べる前期第2相臨床試験、及びこれに引き続き実施する前期第2相長期投与試験の3つの治験計画を進めております。現在、東京、岡山及び関西地区の8施設において前期第2相観察試験が開始され、さらにそれに続く前期第2相臨床試験、前期第2相長期投与試験に順次移行しております。

当社の臨床開発については、社内のリソースに加え、臨床医や製品開発のエキスパートを含む外部の協力も得て進めております。今後もumedaptanib pegolの開発推進に向け、一層の体制整備を図ってまいります。

② 自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

③ 新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創

薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技術の開発、次世代シークエンサーとコンピューター科学を利用したアプタマー探索の人工知能（AI）技術の開発、細胞内への取り込み可能なアプタマーや、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマー、脳内標的化アプタマー等のドラッグデリバリーシステム（drug delivery system：DDS）用アプタマーなどの創製に繋がる技術を目標に、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

④ ライセンス活動の推進

umedaptanib pegolにつきましては、未治療のwet AMD患者を対象とする臨床試験の実施が望まれており、当社は、そのためのライセンス・アウト、もしくはパートナーリングの実現に注力しております。

また、ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。

なお、当社のライセンス活動については、社内のリソースに加え、必要に応じて外部のコンサルタントの協力を得て進めております。

⑤ 共同研究の推進

大手企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携契約の獲得に努めてまいります。また、他の創薬ベンチャーやアカデミアとの共同研究を通じて、新たなアプタマー関連技術や、新規核酸創薬モダリティ（核酸を用いる創薬基盤技術）の獲得に努めてまいります。

⑥ 資金調達

当社はUnmet Medical Needsに応える医薬品開発のための先行投資段階にあり、研究開発活動に必要な資金の調達が課題であると認識しております。

当社では、大手企業との共同研究やライセンス・アウト実現のための事業開発活動や公的助成金の獲得に努めており、これと同時に費用の節約に努めておりますが、継続的かつ安定的な収益の確保に至るまでの先行投資段階においては、新株発行等による資金調達を行い財務体質の維持・強化を図りUnmet Medical Needsに応える医薬品をお届けできるよう研究開発活動を進めてまいります。

⑦ 人材の獲得と育成の支援

新たな技術を速やかに世に送り出すためには、優れた人材を獲得し、社員の成長を支援する環境を提供することによって、小規模ながら機能的な研究開発、事業推進、管理の各部門を構築していくことが重要であると認識しております。今後もビジネスや組織のニーズに合った人材獲得を行うとともに、社員一人ひとりの成長が、会社の成長に繋がっていくよう社員の育成、活躍の場を整えて参ります。

(4) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、新薬の研究開発（「創薬」）を主要な事業内容としておりますが、その創薬事業の特徴としては以下が挙げられます。

- ① 生体内に存在する核酸を成分とするアプタマーという新規の素材を使用していること。
- ② アプタマー創薬に関する基礎及び応用技術を統合したプラットフォーム（様々なアプタマー医薬を創出する技術基盤）である「RiboARTシステム」を確立していること。
- ③ 「RiboARTシステム」をベースとして、創薬事業を二つのカテゴリー、即ち自社創薬と共同研究に分け、両者のバランスを取りながら展開していること。
- ④ 最適な自社製品については自社で臨床試験を実施すること。
- ⑤ 創薬対象とする疾患を「Unmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）」に絞り、医療機関や患者様から求められている新薬の提供を目指していること。
- ⑥ 多数の自社創薬製品を揃え、主要な製品については物質特許を取得済みであること。

当社が他の創薬系バイオベンチャーと比べてユニークな点は、特定のあるいは限られた化合物を開発するのではなく、創薬プラットフォーム「RiboARTシステム」から様々な疾患領域や創薬ターゲットの新薬候補のアプタマーを次々と創出できること、及びこれを自社創薬だけでなく他の製薬企業にも提供できることにあります。さらに、最適な自社製品については、自社で臨床試験を実施し、POC取得済みの製品としてライセンス・アウトを目指すことです。

(5) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	1名減	41.2歳	5.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員は含めておりません。

2 株式の状況（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 114,000,000株

(2) 発行済株式の総数 36,022,040株（自己株式19,012株含む）

（注）発行済株式の総数が前期末に比べて327,700株増加しております。
・新株予約権（第17回新株予約権）の行使 327,700株

(3) 株主数 16,555名（前期末比1,918名減）

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
楽天証券株式会社	1,207,000	3.35
全薬工業株式会社	575,800	1.59
中村 義一	568,000	1.57
今津 秀	403,300	1.12
松井証券株式会社	318,200	0.88
マネックス証券株式会社	310,722	0.86
藤本製薬株式会社	300,000	0.83
中村 恵美子	295,000	0.81
野村證券株式会社	272,800	0.75
株式会社SBI証券	230,910	0.64

（注） 1.持株比率は発行済株式の総数から自己株式（19,012株）を控除して計算しております。
2.持株比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村 義一		RIBOMIC USA Inc. President, CEO
取締役執行役員	大岩 久人	管理本部長兼知財学術部長	
取締役	西畑 利明		
取締役	松藤 千弥		東京慈恵会医科大学学長・学校法人慈恵大学理事
取締役	藤原 俊伸		近畿大学薬学部医療薬学科生化学研究室教授・近畿大学大学院薬学研究科長
常勤監査役	五十嵐 章之		
監査役	矢部 豊		公認会計士矢部事務所代表 湧永製薬株式会社社外監査役
監査役	藤井 康弘		藤井法律事務所弁護士 Acall株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 西畑利明氏、取締役 松藤千弥氏、及び取締役 藤原俊伸氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役 五十嵐章之氏、監査役 矢部豊氏及び監査役 藤井康弘氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 矢部豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 藤井康弘氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は社外取締役 西畑利明氏、松藤千弥氏、社外監査役 五十嵐章之氏、矢部豊氏、藤井康弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役藤原俊伸氏及び常勤監査役五十嵐章之氏は、2023年6月27日開催の定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。常勤監査役藤井素彦氏は、2023年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。
7. 当事業年度で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中村 義一	代表取締役社長 兼 研究開発本部長	代表取締役社長	2023年4月3日
大岩 久人	取締役執行役員管理本部長	取締役管理本部長 兼 知財学術部長	2023年10月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、取締役、監査役、執行役員、それらの相続人等が同保険の被保険者となっております。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容に関する方針等

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針、及び取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を、以下のとおり定めております。

当社の取締役の個人別報酬については、事業規模、内容及び優秀な人材の確保の観点から、同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定する。また、取締役の個人別報酬は、新しく取締役に選任されたとき、及び再任されたときに、職責に基づく基本報酬を定め、必要に応じてインセンティブを付加できることとする。なお、業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

また、取締役に対する報酬は、在任期間中、月割りで支給する。

- ・取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100百万円以内であります（2014年6月26日定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）です。また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれていません。

株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額20百万円以内であります（2014年6月26日定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

・取締役の個人別の報酬等の決定手続等

取締役の個人別の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、取締役会が取締役会の諮問機関である、独立社外取締役、及び独立社外監査役で構成される任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申に基づき、取締役会において最終的な支給額を決定するものとされております。

なお、指名・報酬委員会は、社外取締役3名、及び社外監査役3名から構成され、社外取締役が委員長となっております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、当該手続を経て決定されていることから、取締役会としては、報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	5	97,000
監査役	4	19,600
合 計	9	116,600

(注) 監査役の員数、及び報酬の額には2023年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 西畑利明氏に該当事項はありません。
- ・取締役 松藤千弥氏は、東京慈恵会医科大学 学長・学校法人慈恵大学 理事であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役 藤原俊伸氏は、近畿大学薬学部医療薬学科生化学研究室教授・近畿大学大学院薬学研究科長であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役 五十嵐章之氏に該当事項はありません。
- ・監査役 矢部豊氏は公認会計士矢部事務所の代表であり、湧永製薬株式会社の社外監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役 藤井康弘氏は藤井法律事務所の弁護士、Acall株式会社の社外監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
西畑 利明	取締役	当事業年度に開催された15回の取締役会のうち14回の取締役会に出席し、医薬品業界における経営全般及び臨床開発について豊富な経験と深い見識から、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般について発言を行っております。
松藤 千弥	取締役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに出席し、医学的専門家及び大学学長としての豊富な経験と高い見識からアプタマー医薬の開発や経営全般について発言を行っております。
藤原 俊伸	取締役	2023年6月27日開催の定時株主総会において選任された後に開催された11回の取締役会のうち9回の取締役会に出席し、大学における専門領域の指導者としての深い見識から発言を行っております。
五十嵐 章之	常勤監査役	2023年6月27日開催の定時株主総会において選任された後に開催された11回の取締役会すべてに、また同じく開催された11回の監査役会のすべてに出席し、会社経営全般についての豊富な知識と上場会社の監査役の経験を活かして、常勤監査役の見地から、当社の経営の監督に関する発言を行っております。
矢部 豊	監査役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに、また同じく開催された18回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士及び税理士の資格を有し、企業会計及び税務に精通していることから、専門領域の視点を活かした発言を行っております。
藤井 康弘	監査役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに、また同じく開催された18回の監査役会のすべてに出席し、弁護士として豊富な経験と高い見識から、専門領域の視点を活かした発言を行っております。

ハ. 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員7名の報酬等の総額は43,600千円であります。なお、2023年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 保森監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
(資産の部)		
流動資産	3,506,706	4,542,376
現金及び預金	2,099,743	2,825,182
有価証券	1,300,000	1,500,000
貯蔵品	2,274	2,070
前渡金	12,773	107,694
前払費用	27,297	36,542
未収入金	2,758	360
未収消費税等	61,508	70,191
その他	349	333
固定資産	40,551	41,279
有形固定資産	0	0
建物	0	0
工具、器具及び備品	0	0
投資その他の資産	40,550	41,279
関係会社株式	22,552	22,552
敷金	11,325	11,325
長期前払費用	6,673	7,401
資産合計	3,547,257	4,583,655

科目	当期	(ご参考) 前期
(負債の部)		
流動負債	155,810	199,303
未払金	96,824	122,308
未払費用	12,397	12,083
未払法人税等	1,210	32,906
預り金	8,277	6,005
その他	37,100	26,000
負債合計	155,810	199,303
(純資産の部)		
株主資本	3,387,409	4,384,351
資本金	63,648	722,040
資本剰余金	4,348,000	5,315,313
資本準備金	4,348,000	5,315,313
利益剰余金	△1,024,237	△1,653,002
その他利益剰余金	△1,024,237	△1,653,002
繰越利益剰余金	△1,024,237	△1,653,002
自己株式	△1	△0
新株予約権	4,038	－
純資産合計	3,391,447	4,384,351
負債純資産合計	3,547,257	4,583,655

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
事業収益	—	65,969
事業費用	1,116,193	1,852,011
研究開発費	764,327	1,491,239
販売費及び一般管理費	351,866	360,771
営業損失 (△)	△1,116,193	△1,786,041
営業外収益	137,052	147,045
受取利息	361	1,387
金銭の信託運用益	1,166	966
助成金収入	125,344	123,636
為替差益	10,178	20,996
その他	1	58
営業外費用	3,683	10,309
株式交付費	3,683	10,309
経常損失 (△)	△982,824	△1,649,305
特別利益	—	673
新株予約権戻入益	—	673
特別損失	40,202	3,160
減損損失	40,202	3,160
税引前当期純損失 (△)	△1,023,027	△1,651,792
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当期純損失 (△)	△1,024,237	△1,653,002

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社リボミック
取締役会 御中

保森監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 山崎 貴史
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小松 華恵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リボミックの2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を、「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社リボミック 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	五十嵐 章之 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	矢 部 豊 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	藤 井 康 弘 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

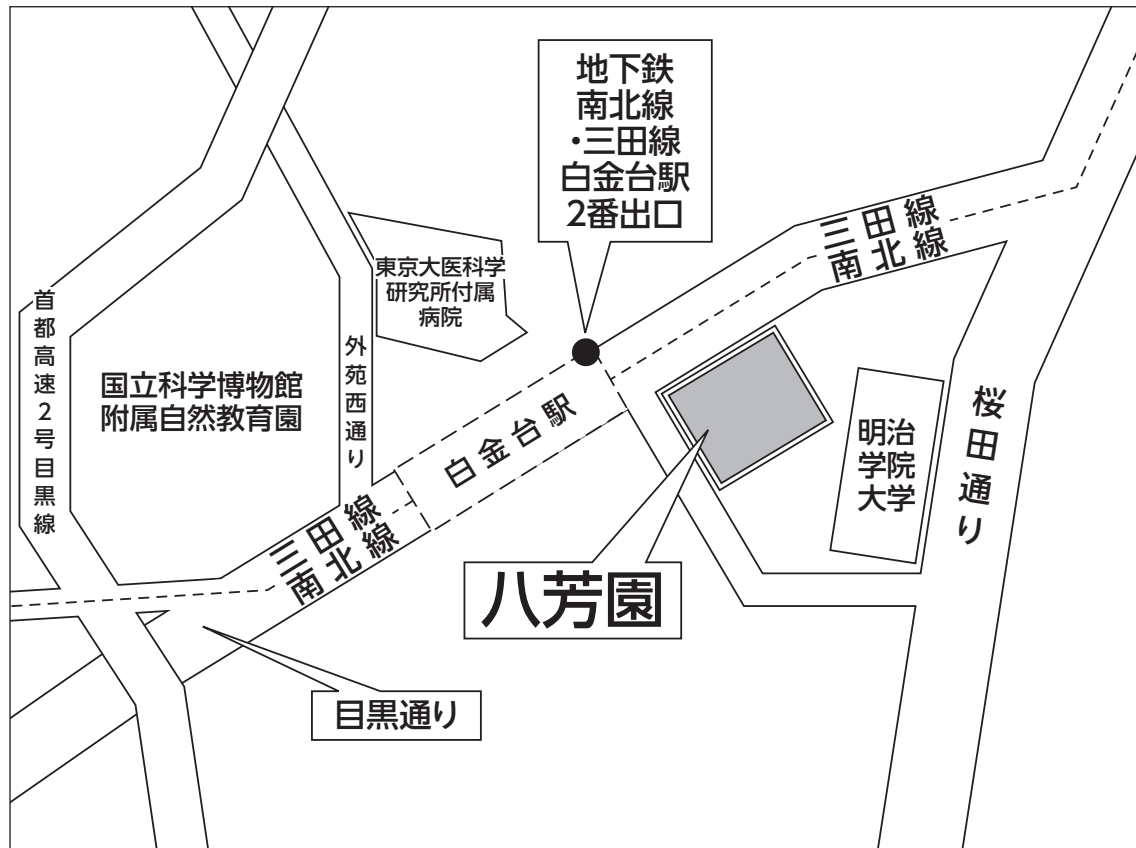
東京都港区白金台一丁目1番1号

八芳園 本館3階 グレース

電話 03-3443-3111 (代表)

交通

地下鉄 <南北線・三田線> 白金台駅下車50m (2番出口より徒歩3分)



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。